

令和2年新規創業者を対象に 給付金を支給します

「帯広市新規創業者持続化給付金」とは

新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けているが、国（経済産業省）の「持続化給付金」の対象外となる新規創業者の皆様を対象とした給付金です。

給付額

法人・個人事業主問わず 1事業者当たり

30万円（上限額）

給付対象者

次の要件を満たす方が対象です。

項目	要件
創業要件	<u>令和2年（2020年）1月1日から令和2年（2020年）4月1日までの間に新規創業し、事業収入を得ていること。</u>
売上減少要件	<u>創業した月から4月までの期間で最も売上のあった月と、その月以降5月までの期間で50%以上売上が減少した月が存在すること。</u>
事業継続要件	<u>今後も事業を継続する意思があること</u>
地域要件 （令和2年4月1日現在）	法人 <u>帯広市内に本店又は支店があること</u> 個人事業主 <u>帯広市内に住所又は事業所等があること</u>

注）法人の場合、以下を満たすこと
資本金の額又は出資の総額が10億円未満
又は この定めが無い場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下

主な必要書類

以下の他、必要書類の詳細は「申請の手引き」をご覧ください。

- (1) (法人) **商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）**又は**法人設立届出書**
(個人事業主) **個人事業の開業・廃業等届出書**又は**事業開始等申告書**
- (2) **最も売上のあった月と50%以上売上が減少した月の売上台帳**（経理ソフトのデータ、エクセルデータ、手書きの台帳等）
- (3) 振込先口座の通帳の写し

支援金の申請方法・給付スケジュールは決定次第、帯広市ホームページ等で周知します

【お問い合わせ先】

帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課

〒080-8670帯広市西5条南7丁目1 庁舎7階

電話番号：0155-65-4164（8時45分～17時30分 平日のみ）

不給付要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと帯広市長が判断する者

給付額の算定

算定式： $S = (A - B) \times 12$ か月

S：給付額（上限30万円）

A：創業した月から4月までの期間で最も売上のあった月

B：Aで選択した月以降、5月までの期間で50%以上売上が減少した月

【パターン1】

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	60	55	40	30	35	—	—	—	—	—	—	—

$(60 \text{万円} - 30 \text{万円}) \times 12 \text{か月} = 360 \text{万円} > 30 \text{万円}$

給付額 30万円

【パターン2】

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	—	15	60	40	60	—	—	—	—	—	—	—

最も売上のあった月以降、50%以上売上の減少した月が無いため対象外

【パターン3】

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	—	—	4	3	2	—	—	—	—	—	—	—

$(4 \text{万円} - 2 \text{万円}) \times 12 \text{か月} = 24 \text{万円} < 30 \text{万円}$

給付額 24万円

Q&A

Q1 支援金はいつから支給されますか？

A1 申請書を確認の上、速やかに給付する考えです。

Q2 帯広市に住民票が無い個人事業主であるが、帯広市内に店舗を構えている。給付金の対象となるでしょうか。

A2 給付金の対象です。

Q3 給付金の申請期限はいつでしょうか？

A3 令和2年8月31日（月）を申請期限としております（当日消印有効）。